

## 京都市防災まちづくり専門家派遣要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、京都市密集市街地・細街路における防災まちづくり推進制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第17条に定める防災まちづくり専門家の派遣の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、実施要綱において使用する用語の例による。

### (学区単位の専門家派遣)

第3条 実施要綱第17条第1項第1号に規定する地域住民等又は活動団体に対して防災まちづくり専門家が行う業務は、地域住民等又は活動団体が実施する次の各号に掲げる活動に関する支援とする。

- (1) 防災まちづくり活動団体を組織するための活動
- (2) 地域住民等の意識調査又はアンケート調査
- (3) 地域の防災に対する機運の醸成（ニュースの発行、勉強会の開催等による周知・啓発等）
- (4) 住民を交えた防災まちづくりの取組（まちあるき、ワークショップの開催など）
- (5) 地域の防災上の課題箇所抽出・整理、課題共有のための防災まちづくり地図の作成、対応方策の検討
- (6) 早急に実施可能な対策・各種事業の実施、適用可能な制度の検討・実行
- (7) 路地・まち防災まちづくり計画の作成及び当該計画を実現するための整備改善策モデル案の検討・作成
- (8) その他市長が必要と認める活動

### (路地・町単位の専門家派遣)

第4条 実施要綱第17条第1項第2号に規定する土地の所有者等に対して防災まちづくり専門家が  
行う業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建築物、道路等の現況調査、図面作成
- (2) 土地の所有者等の合意形成等に向けた活動
- (3) 路地・まち防災まちづくり整備計画の作成
- (4) その他市長が必要と認める活動

2 実施要綱第20条第1項に規定する事業を実施する場合において、防災まちづくり専門家が  
行う業務は、前項各号に掲げるもののほか、実施要綱第20条第1項に規定する事業の実施に必要な  
各種申請手続とする。

### (道路指定を受けるための測量、図面作成に関する専門家派遣)

第4条の2 実施要綱第17条第1項第3号に規定する者に対して防災まちづくり専門家が  
行う業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土地、建築物及び工作物の測量調査

- (2) 道路指定の申請手続に必要となる図面作成
- (3) その他市長が必要と認める活動

(路地・町単位の専門家派遣の対象)

第5条 実施要綱第17条第1項第2号に定める土地の所有者等に対して専門家の派遣を行うものとする。土地の所有者等は、不動産業その他これに類する業を営む者の場合は対象としない。ただし、当該者が業として行うものでない場合は、この限りでない。

(派遣期間)

第6条 第3条、第4条及び第4条の2の防災まちづくり専門家の派遣期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 第3条に掲げる業務を行う場合は、年度単位で通算3箇年を限度とする。(ただし、「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」に定める「優先的に防災まちづくりを進める地区」(以下「優先地区」という。))に係る専門家の派遣を除く。)
- (2) 第4条第1項に掲げる業務を行う場合は、年度単位で1箇年を限度とする。
- (3) 第4条第2項に掲げる業務を行う場合は、年度単位で1箇年を限度とする。ただし、実施要綱第20条第2項に掲げる京都市防災みちづくり事業補助金交付要綱において定める補助対象工事等を派遣の始期が属する年度の翌年度に実施する場合は、通算2箇年とすることができる。
- (4) 第4条の2に掲げる業務を行う場合は、年度単位で1箇年を限度とする。

(派遣申請)

第7条 第3条に掲げる専門家派遣を受けようとする地域住民等又は活動団体の代表者、第4条に掲げる専門家派遣を受けようとする土地の所有者等の代表者及び第4条の2に掲げる専門家派遣を受けようとする関係権利者(実施要綱第17条第1項第3号に規定する者をいう。)(以下「申請者」という。)は、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請書提出前に市長と事前協議をしなければならない。

(派遣決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、派遣することを適当と認めるときは、派遣を決定し、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請があった場合において、派遣しないことを決定したときは、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(派遣の取り止め等)

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「認定申請者」という。)は、やむを得ない事情により専門家派遣を取りやめるときは、速やかに、市長にその旨を通知しなければならない。

2 市長は、認定申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、派遣を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 派遣の目的を達成することができないと認められるとき
- (3) 活動の停止等により派遣を受ける必要がないと認められるとき

(報告の徴収)

第10条 市長は、専門家派遣の実施状況等の確認に必要な限度において、認定申請者又は当該認定申請者に対し派遣した防災まちづくり専門家に対し、当該派遣の実施状況等に関し報告をさせることができる。

(委託)

第11条 市長は、本要綱の実施に関する事務を、相当と認める者に委託できるものとする。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局まち再生・創造推進室長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度において、この要綱第4条に基づく専門家の派遣は、「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」に定める「優先的に防災まちづくりを進める地区」の区域内を対象に実施する。

附 則

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に優先地区であった紫野学区、聚楽学区、朱一学区、朱二学区及び御室学区は、令和4年3月31日まで、この要綱において優先地区に該当するものとみなす。